

○市営住宅手続きにおける個人番号（マイナンバー）の利用について

◇市営住宅における個人番号（マイナンバー）制度のメリット

手続きの際に必要な証明書等の添付が省略できるものもあり、申請者の負担が軽減される。

◇市営住宅の届出においては、原則、個人番号（マイナンバー）の記入が必要

書類提出時は、窓口で個人番号（マイナンバー）確認と本人確認を行います。来庁される際には、「個人番号カード」又は「通知カード」と「本人確認書類」をお持ちください。

窓口に来られる方	個人番号（マイナンバー） 確認・記入	本人確認	その他必要なもの
名義人	・名義人及び手続き対象者の個人番号の記入 ・名義人の個人番号の確認が必要（代理人の場合は写し）	名義人の本人確認が必要	—
代理人		代理人の本人確認が必要	・任意代理人の場合は委任状 ・法定代理人の場合は戸籍謄本や成年後見の登記事項証明書等

◇個人番号（マイナンバー）確認には、下記のいずれかが必要となります。

- ・個人番号カード
- ・通知カード
- ・個人番号（マイナンバー）が記載された住民票の写し 等

◇本人確認には、下記のいずれかが必要となります。

- ・ 1点でよいもの
個人番号カード、住民基本台帳カード（顔写真あり）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（顔写真あり）、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書
- ・ 2点以上必要なもの
上記書類をお持ちでない方は、官公署から発行又は発給された書類またはその他これに類する書類で、個人識別事項（氏名及び生年月日又は住所）の記載があるもの。

例：住民基本台帳カード（顔写真なし）、健康保険証、年金手帳、介護保険被保険者証等の官公署発行の書類または預金通帳、社員証、学生証 等

◇委任状

- ・市営住宅に関する手続きにおける委任状

※市外からの申込みの場合や個々の状況により、書類の追加提出が必要な場合があります。